

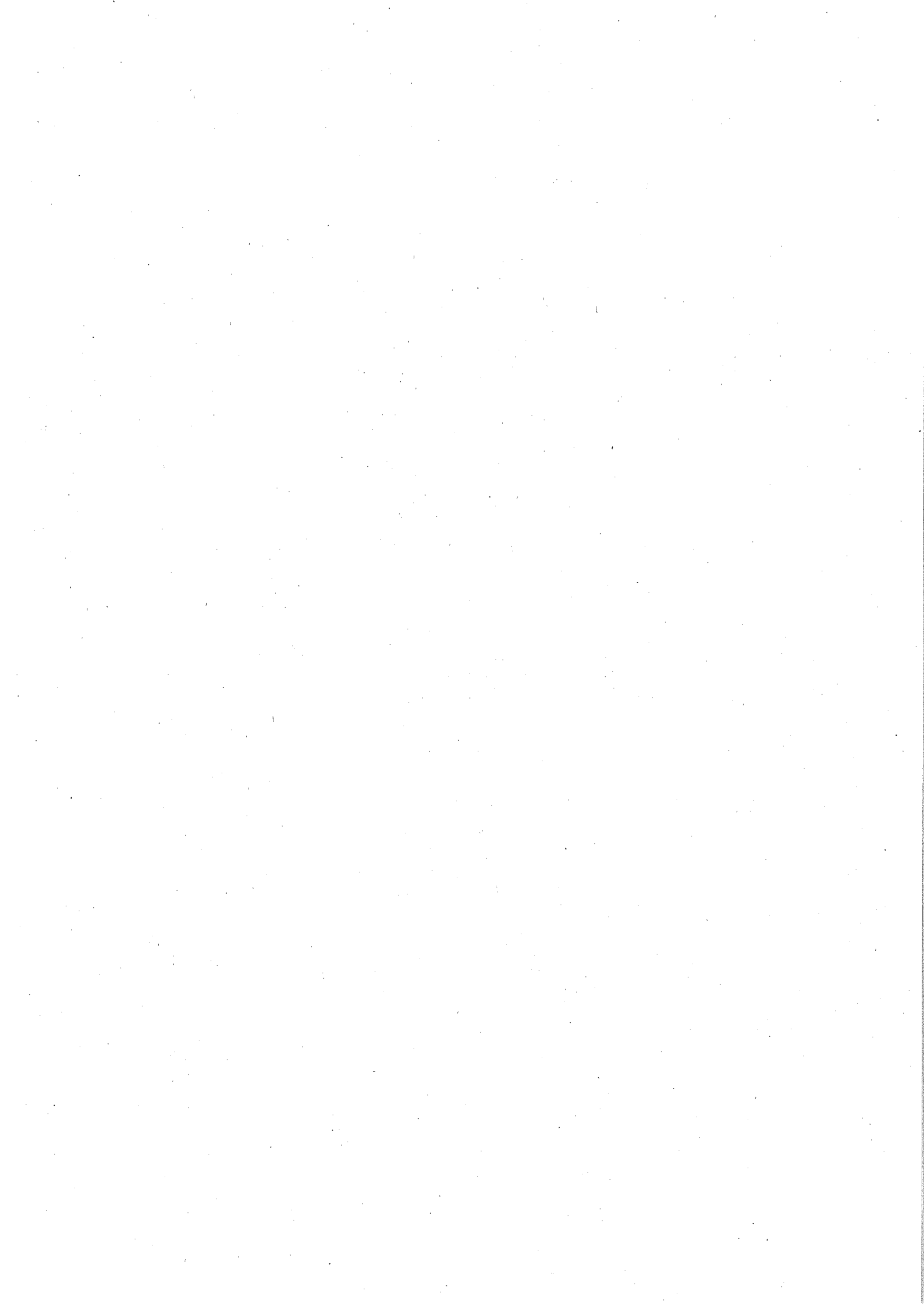
議案第 7 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

130	を	130人	に改める。
150		150人	
200		200人	
120		120人	
150		150人	
130		130人	
150		150人	
120		120人	
100		100人	
60		60人	

第8条第1項第1号中「第20条第1項の認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に係るものに限る。）及び同法第20条第3項の認定」を「第20条第4項に規定する教育・保育給付認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）」に改める。

第9条第2項中「第27条第3項第1号」の次に「（同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた場合にあっては、同条第2項第2号）」を、「費用の額」の次に「（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 子ども・子育て支援法第27条第5項（同法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により保育所が市町村から保育に要した費用の額

の支払を受けたときは、当該支払を受けた額に相当する額について当該支払に係る保護者から第1項の使用料の納付があったものとする。

附 則

(施行期日)

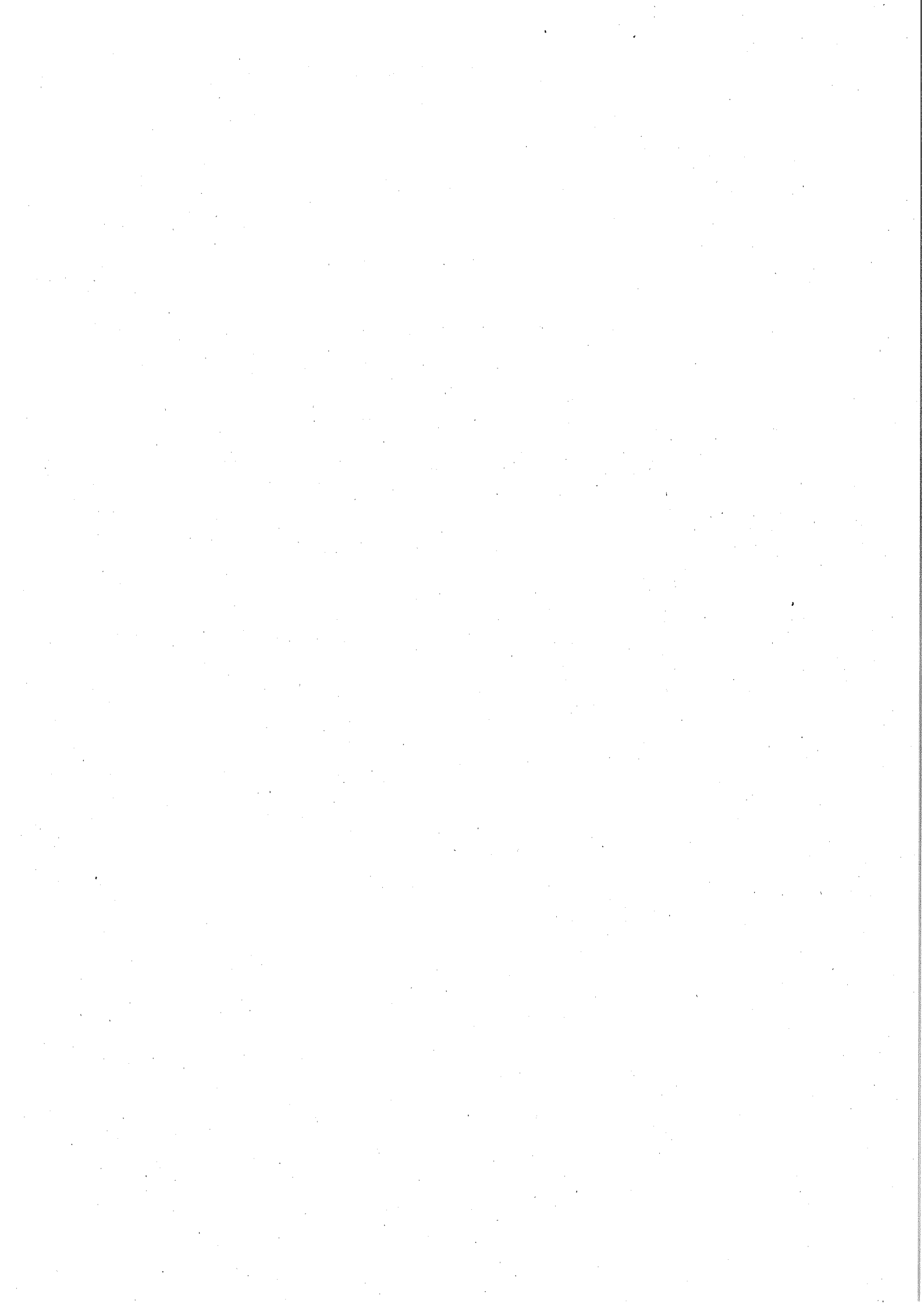
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市立保育所設置及び管理に関する条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る使用料について適用し、同日前に行われた保育に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、使用料に関する規定を整備するとともに、用字用語の整備をしようとするものである。



野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立保育所設置及び管理に関する条例 (昭和48年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行																																																																		
(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立清水保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>130人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立花輪保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立中根保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>200人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立東部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>120人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立南部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立北部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>130人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立尾崎保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立福田保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>120人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立木間ヶ瀬保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>100人</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立乳児保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>60人</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	野田市立清水保育所	(略)	<u>130人</u>	野田市立花輪保育所	(略)	<u>150人</u>	野田市立中根保育所	(略)	<u>200人</u>	野田市立東部保育所	(略)	<u>120人</u>	野田市立南部保育所	(略)	<u>150人</u>	野田市立北部保育所	(略)	<u>130人</u>	野田市立尾崎保育所	(略)	<u>150人</u>	野田市立福田保育所	(略)	<u>120人</u>	野田市立木間ヶ瀬保育所	(略)	<u>100人</u>	野田市立乳児保育所	(略)	<u>60人</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立清水保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>130</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立花輪保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立中根保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>200</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立東部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>120</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立南部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立北部保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>130</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立尾崎保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立福田保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>120</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立木間ヶ瀬保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>野田市立乳児保育所</td> <td>(略)</td> <td><u>60</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	野田市立清水保育所	(略)	<u>130</u>	野田市立花輪保育所	(略)	<u>150</u>	野田市立中根保育所	(略)	<u>200</u>	野田市立東部保育所	(略)	<u>120</u>	野田市立南部保育所	(略)	<u>150</u>	野田市立北部保育所	(略)	<u>130</u>	野田市立尾崎保育所	(略)	<u>150</u>	野田市立福田保育所	(略)	<u>120</u>	野田市立木間ヶ瀬保育所	(略)	<u>100</u>	野田市立乳児保育所	(略)	<u>60</u>
名称	位置	定員																																																																	
野田市立清水保育所	(略)	<u>130人</u>																																																																	
野田市立花輪保育所	(略)	<u>150人</u>																																																																	
野田市立中根保育所	(略)	<u>200人</u>																																																																	
野田市立東部保育所	(略)	<u>120人</u>																																																																	
野田市立南部保育所	(略)	<u>150人</u>																																																																	
野田市立北部保育所	(略)	<u>130人</u>																																																																	
野田市立尾崎保育所	(略)	<u>150人</u>																																																																	
野田市立福田保育所	(略)	<u>120人</u>																																																																	
野田市立木間ヶ瀬保育所	(略)	<u>100人</u>																																																																	
野田市立乳児保育所	(略)	<u>60人</u>																																																																	
名称	位置	定員																																																																	
野田市立清水保育所	(略)	<u>130</u>																																																																	
野田市立花輪保育所	(略)	<u>150</u>																																																																	
野田市立中根保育所	(略)	<u>200</u>																																																																	
野田市立東部保育所	(略)	<u>120</u>																																																																	
野田市立南部保育所	(略)	<u>150</u>																																																																	
野田市立北部保育所	(略)	<u>130</u>																																																																	
野田市立尾崎保育所	(略)	<u>150</u>																																																																	
野田市立福田保育所	(略)	<u>120</u>																																																																	
野田市立木間ヶ瀬保育所	(略)	<u>100</u>																																																																	
野田市立乳児保育所	(略)	<u>60</u>																																																																	
(入所の要件) 第8条 保育所に入所できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定(同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)</u> を受けた者の当該認定に係る児童であつて、法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条第3項の規定による調整により保育所の利用が認められた児童 (2) (略)	(入所の要件) 第8条 保育所に入所できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の認定(同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる <u>区分に係るものに限る。</u>)及び同法第20条第3項の認定を受けた者の当該認定に係る児童であつて、法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用される法第24条第3項の規定による調整により保育所の利用が認められた児童 (2) (略)																																																																		
2 (略) (使用料) 第9条 (略) 2 前項の使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号(同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた場合にあつては、同条第2項第2号)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を	2 (略) (使用料) 第9条 (略) 2 前項の使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。																																																																		

超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

- 3 子ども・子育て支援法第 27 条第 5 項(同法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により保育所が市町村から保育に要した費用の額の支払を受けたときは、当該支払を受けた額に相当する額について当該支払に係る保護者から第 1 項の使用料の納付があったものとする。